

日野市の人口 ※世帯数は外国人世帯を除く

	男性	女性	計	世帯
1月1日	87,373	84,017	171,390	74,076
12月1日	87,330	83,974	171,304	74,069



老人保健制度で医療を受けている方へ!

■高齢者入院見舞金支給制度をご存知ですか
70歳以上の方が、病气やけがなどで医療保険で7日以上継続して入院したとき、入院日数に応じて見舞金を支給します。
申請期間「事由が発生してから6カ月以内」
申請に必要なもの「入院日数が確認できるもの(入院費領収

昭和7年9月30日までに生まれた方(政令で定める程度の障害の状態、障害認定を受けている方は65歳から)が医療機関にかかる場合には、医療保険の資格はそのまま、医療は老人保健で受けることとなります。
▼医療費
自己負担金は、かかった医療費の1割または2割、負担割合は、所得によって異なります(下表参照)。

●老人保健の自己負担限度額

負担割合	区分	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人ごと)	外来 + 入院(世帯合算)
2割	※1 一定以上の所得者	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合、超過額の1%を加算
	一般	12,000円	40,200円
1割	住民税非課税者	8,000円	※2 低所得者II 24,600円
	※3 低所得者I 15,000円		

※1 一定以上の所得者…課税所得が124万円以上で、かつ年収が夫婦2人世帯で637万円以上の老人医療受給者、及び同一世帯に属する老人医療受給者(老人医療受給者が1人の場合は年収が450万円以上)
※2 低所得者II…世帯主および世帯全員が住民税非課税の方
※3 低所得者I…世帯主および世帯全員が住民税非課税で利子・配当・不動産・事業・給与などの所得区分ごとに経費・控除を差し引いた場合の所得がすべて無い方。年金収入がある場合は65万円未満

証など、印鑑、預金通帳(郵便局を除く)
入院日数・金額「7日～60日…1万円、61日～180日…2万円、181日以上…3万円」年度内の上限は3万円
申請方法「本人または家族(代理人)が市役所2階高齢福祉課医療係へ」

▼高額医療費
同じ診療月内に支払った医療費が限度額を超えたときは、超えた分の払い戻しが受けられます。限度額は、所得によって異なります(左表参照)。該当する方には、診療月の約2カ月後に申請書(お知らせ)を送付しますので、申請してください。
入院時の食事代や差額ベッド代など健康保険対象外のものは支給対象になりません
▼低所得I・IIに該当する方申請が必要です。
問合せ先「高齢福祉課医療係」

介護保険財政の健全化にむけて



平成12年からスタートした介護保険制度は、利用者の増加や保険料未納の課題を抱え、より厳格な運営が求められています。保険財政の一層の健全化を目指すには、皆さんの協力は欠かせません。
今回送付する介護給付費通知は、制度を支える保険料のお支払いについて確認いただくことで、より公平で安定したサービス提供を目指すものです。
▼介護給付費通知
平成16年7月9日に居宅介護サービスを利用された方から抽出したおよそ2千人を対象に、介護給付費通知を1月中旬以降に送付します。ご利用のサービス利用月、事業所名、負担額等が記載されています。サービス利用内容の確認と、領収証との比較により請求誤り、不正請求等が見えます。
▼介護保険料の納入
介護保険料の納入通知書は、65歳以上の方に送付しています(原則、7月中旬)。その他、転入などの時期により送付時期が異なります。
納入通知書に記載された納期限日を過ぎた分の支払いが済んでいない方は、早めに納入をお願いいたします。口座振替をご希望の方は、納期の2カ月前までに直接金融機関の窓口で手続きをしてください(市内金融機関に申込用紙が備えてあります)。
また、平成15年度以前の介護保険料に未納のある方は、お知らせを11月に送付しました。納付書がない場合、災害などの特

種類	内容
1	▶介護保険サービスの償還払い(要介護認定時に1年以上の滞納(保険料がある場合)) サービス費用のうち1割分を事業者に支払わなければならない。いったん費用の全額を支払い、後で9割分の給付を受ける(償還払い)には手続きが必要となります
2	▶保険給付の一時差止め(1の償還払い時点で1年6カ月以上の滞納保険料がある場合) いったん全額支払ったサービス費用のうち9割分が戻ってくる。その全額または一部が差し止められ、強制的に滞納保険料分を差し引かれます
3	▶給付額減額(要介護認定時に過去10年間に時効消滅した保険料がある場合) 時効消滅した保険料に応じた一定の期間、サービス費用のうち3割負担となります(通常、利用者負担は1割です)。時効となった介護保険料は納めることができません

別な事情または経済的な理由等で納入が困難な方は早めにご相談ください。未納を放置されると今後ご自身が介護保険サービスを利用するときに、右表のような給付制限が適用される場合があります。ご注意ください。
▼介護保険料等は税金の所得控除が受けられます
平成16年中の所得の確定申告や市・都民税申告の際、税金の所得控除を受けられる場合があります。
▼介護保険料は社会保険料として控除が受けられます
平成16年中に納めた金額を、次の方法で確認してください。

年金天引きの方は公的年金の源泉徴収票
納付書でお支払いの方は納付書の領収証書
口座振替の方は振替名義人の通帳または介護保険料決定通知書

お手元に確認できるものがない場合はお問い合わせください
▼介護サービス利用者の負担額は医療費控除を受けられる場合があります
在宅で訪問看護など医療系サービスを利用した方のうち、一定の条件を満たす場合と、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設のサービスを利用した場合に限りです。また、申告の際はサービス利用料の領収証が必要です。
▼おむつ代が医療費控除に要介護認定を受けていて、お

むつ代で医療費控除を受けるのが2回目以降の方は、介護保険係が発行する「主治医意見書記載事項証明書」(「介護保険主治医意見書」内の記載事項を活用します)を添付し申告できます。(要介護認定を受けていて、一定条件を満たす方ではじめておむつ代を医療費控除として申告する方や、要介護認定を受けていない方は、医師が発行する「おむつ使用証明書(用紙は税務署または市民税課に)」があれば申告できます)
確定申告については国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)または日野税務署(☎585-5661)へ

問合せ先
高齢福祉課
介護保険係

今月の納

○市・都民税第4期…納税課
○国民健康保険税第7期…保険年金課
納付には便利な口座振替のご利用を

▼健康相談
電話番号「0120・123・127」
内容「疾病や治療内容・服薬に関する相談
医療機関の案内
食事や運動等の指導
健康維持・健康不安・健康増進に関する相談
介護の方法・技術指導
介護上の不安・ストレスに関する相談」

▼お元氣コール
内容「月2回の定時連絡により、利用者の体調・生活状況の把握
コミュニケーション・安否確認
対象者「市内に在住の65歳以上の高齢者のうち、ひとり暮らしで健康に不安のある方」市が必要と認める方
問合せ・お元氣コールの申込み先「高齢福祉課在宅サービス係」

電話による24時間365日の医療・健康相談などが始まります